

## 妊婦健康診査の助成を拡充します

補助券から受診券に変更、助成額を増額  
安心して出産できるよう、健診結果に基づく妊婦一人ひとりへの切れ目のない支援を提供

川崎市では、妊娠時の異常の早期発見、早期治療や、妊婦及び胎児の健康管理の向上を図ることなどを目的として、妊婦健康診査の受診費用の助成を実施しています。

7月1日から、妊娠届出時に交付していた妊婦健診の「補助券」を、「受診券」に変更し、助成額を合計 89,000 円から 135,000 円に拡充します。

受診券化により病院等実施機関と健診結果を共有することで、妊婦一人ひとりの困りごとを把握することができ、妊娠期からの切れ目のない支援を提供します。これにより、川崎市で妊娠・出産をするすべての妊産婦の皆様の安心感につなげていきます。

### 1 実施開始日 令和7年7月1日

※7月1日以降に妊娠届出をした方を対象に、母子健康手帳の別冊として区役所の窓口で交付します。

※令和7年6月末までに妊娠届出をした方に対しては補助券を交付しますが、令和7年4月以降に補助券を使用して受診した妊婦健診費用の自己負担分について、経過措置として公費負担の差額分 46,000 円を上限に助成します（助成には申請が必要です）。

※受診券化による健診結果の把握は、7月1日以降に交付した妊婦が対象となります。

妊婦健康診査・受診券について詳細は HP を御参照ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000030568.html>

### 2 受診券化による心理的負担の軽減

受診券は、妊婦が妊婦健診を受診する時に病院等実施機関へ提出する点はこれまでの補助券と同じですが、病院等実施機関から市に提出される受診券を通じて、これまでの補助券では検査項目の指定や結果の記載欄がなく把握することが難しかった妊娠期の健診結果を、専門職による相談支援等に活用するほか、妊婦の健康づくりや生活習慣の改善などの支援の充実につなげます。



### 3 公費負担の増額による経済的負担の軽減

市内医療機関における妊婦健康診査の内容や費用を考慮し、14回分、合計135,000円相当の受診券とします。

健診の実施内容に応じて1回につき1枚使用でき、健診費用が助成上限額を上回った場合は、自己負担となります。(使用順に決まりはありません。)

〔6月末まで〕		〔7月1日から〕
補助券 計 89,000円		受診券 計 135,000円
21,000円券×1枚	▶ 46,000円 増額	基本健診・初期血液検査用 : 30,000円券×1枚
8,000円券×3枚		基本健診・血液検査用 : 12,000円券×3枚
6,000円券×2枚		基本健診用① : 9,000円券×3枚
4,000円券×8枚		基本健診用② : 6,000円券×7枚

問合せ先  
川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 村山  
電話 044-200-2658